

名洗港港湾計画書(案)

— 改 訂 —

令和4年3月

名洗港港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・平成 2 年 8 月 千葉県地方港湾審議会
の議を経、その後の変更については

・平成 7 年 6 月 千葉県地方港湾審議会

・平成 10 年 2 月 千葉県地方港湾審議会
の議を経た名洗港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	6
III	港湾施設の規模及び配置	7
1	公共埠頭計画	7
2	水域施設計画	8
3	外郭施設計画	9
4	小型船だまり計画	10
5	マリーナ計画	11
6	臨港交通施設計画	12
IV	港湾の環境の整備及び保全	13
1	自然的環境を整備又は保全する区域	13
(1)	良好な景観を形成する区域	13
2	港湾環境整備施設計画	13
V	土地造成及び土地利用計画	14
1	土地造成計画	14
2	土地利用計画	14
3	海浜計画	15
VI	その他重要事項	16
1	港湾施設の利用	16
(1)	物資補給等のための施設	16
2	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	16
(1)	良好な港湾景観の形成	16

I 港湾計画の方針

1 沿革及び役割

名洗港は、千葉県銚子市の東南端に位置しており、昭和26年に避難港の指定を受け、翌昭和27年には避難港整備工事に着手、昭和28年に千葉県が港湾管理者となった。昭和37年には名洗港整備基本計画が策定され、昭和40年から岸壁、防波堤、臨港道路及び水域施設が整備されるなど、荒天時における避難港として、また地域の生産、消費活動に必要な物資の取り扱い港として利用されていた。

その後、昭和62年度に実施された「名洗港マリンタウンプロジェクト調査」において、マリーナを中心とするマリンリゾート構想の提言を受け、銚子マリーナの整備が進められた。平成11年に供用開始した銚子マリーナは、地域振興を図るためのレクリエーション拠点としての役割を担っている。平成10年度に「ビーチ利用促進モデル地区」の指定を受け、海岸事業により離岸堤、突堤、遊歩道等の整備が進められた。

また、本港を取り囲む屏風ヶ浦や風化・侵食により犬の形に形成された犬岩は、日本ジオパークに認定された「銚子ジオパーク」の名所となっており、自然豊かな観光資源にも恵まれている。

近年では、令和2年に名洗港港湾区域の前面海域（約40平方キロメートル）が再エネ海域利用法に基づく促進区域として国から指定を受けた。これに伴い、洋上風力発電設備の建設補助や維持管理の拠点としての利活用が期待されている。

2 課題

名洗港では、千葉県銚子市沖の促進区域の指定を契機に、将来的に拡大が期待されている千葉県太平洋沖の洋上風力発電事業に資する港湾として、建設補助や維持管理の拠点としての機能強化が求められている。

産業振興という視点では、銚子市や旭市の主要産業である水産加工業を始めとする地域産業の物流効率化に向けて、海上輸送の拠点形成が求められている。

他方では、名洗港は豊かな自然を活かした観光資源を有しており、洋上の風車が調和した新たな観光資源を創出することで、地域の活性化につなげることが求められている。

また、臨海部における海洋性レクリエーションの活性化を通じて、交流人口を増加することが期待されており、銚子マリーナを核とした海洋性レクリエーションの拠点化を図り、交流機能を強化していくことが求められている。

一方で、沖合を航行する船舶の多い名洗港では、荒天時の海難事故を削減するため、避難船の受入機能の強化が求められている。

3 港湾計画の方針

洋上風力発電設備の建設補助や維持管理拠点の形成、豊かな自然と風車が調和する緑地空間の形成、港内静穏性確保と埋没対策を兼ねた防波堤整備、銚子マリーナの利用促進、一般貨物向け公共埠頭の確保に取り組むものとし、令和10年代半ば（2030年代半ば）を目標年次として、

「洋上風力発電と地域産業の発展を支える名洗港」

「エコツーリズムと海洋性レクリエーションを体感できる名洗港」

「自然環境保全と洋上の風車が調和する名洗港」

「小型船舶が避難可能な名洗港」

を将来像に掲げ、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

【物流・産業】

- 千葉県太平洋沖合で展開される洋上風力発電設備の建設補助や維持管理に必要な機能を強化することで、洋上風力発電を支える拠点として機能転換を図る。また、洋上風力発電に資する港湾機能を確保することで、地域における雇用創出や地域活性化に貢献していく。
- 背後地域の企業の物流効率化や産業の付加価値を向上するため、海上輸送拠点を確立する。

【観光・交流・アメニティ】

- 銚子ジオパークの名所である屏風ヶ浦や犬岩といった観光資源に加えて、今後整備が進む洋上の風車を新たな観光資源と捉え、地球環境の保全を学ぶためのエコツーリズムの拠点的形成する。
- 海洋性レクリエーションの活性化に伴う交流人口の増加に向けて、銚子マリーナが海洋性レクリエーションの拠点となるよう機能拡充を図る。

【環境】

- 恵まれた自然豊かな景観と新たに形成される風車景観を眺望する緑地空間を形成し、名洗港が一体的となり「風車が映える」良好な港湾景観を創出する。
- 洋上風力発電を支える港湾機能を確保することで、カーボンニュートラルの促進に貢献する。

【防災】

- 海難事故の削減に向けて、荒天時の避泊需要に対応した小型船舶の避難泊地を確保する。
- 背後地域のエネルギーの代替性を向上するため、地産地消が可能な洋上風力発電を支える維持管理拠点としての機能強化を図る。

【港湾空間のゾーニング】

多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、以下のとおり港湾空間を配置する。

- ・ 既設の水深 5.5 m 岸壁背後や名洗防波堤背後のエリアに、洋上風力関連施設の立地や一般貨物を取り扱う「物流・エネルギー関連ゾーン」を配置する。
- ・ 食品加工産業の工場が立地する工業地帯に、現状の利用が継続することを想定して「生産ゾーン」を配置する。
- ・ 千葉科学大学が立地するエリアに、現状の利用が継続することを想定して「都市機能ゾーン」を配置する。
- ・ 歴史ある自然環境と洋上の風車が調和した港湾景観を形成するため、銚子マリーナや名洗港海浜公園が立地するエリア及び犬岩の周辺エリアに「緑地レクリエーションゾーン」を配置する。
- ・ 避難泊地として小型船を受け入れる名洗防波堤背後の水域に「防災ゾーン」を配置する。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（令和 10 年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	内 貿	1 4 万トン
船 舶 乗 降 旅 客 数 等		1 万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

洋上風力発電設備の建設補助や維持管理に対応するとともに、水産品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m [新規計画] N-1

水深 3.5 m 物揚場 延長 360 m

[既設・既定計画の変更計画]

水深 3.5 m 物揚場 延長 270 m [新規計画]

埠頭用地 6 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

埠頭用地 2 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち 2 ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 262 m

埠頭用地 3 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

既定計画

水深 5.5 m 岸壁 延長 8 m

2 水域施設計画

公共埠頭計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。また、船舶の避難泊地を確保するための泊地の計画を含めるものとする。

2-1 航路

名洗航路 水深 5.5 m 幅員 80 m [既定計画の変更計画]

既定計画
名洗航路 水深 5.5 m 幅員 90 m

2-2 泊地

公共埠頭計画に対応した水域施設として、泊地を次のとおり計画する。

水深 3.5 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

水深 5.5 m 面積 1 ha [既定計画の変更計画]

船舶の避難泊地を確保するため、泊地を次のとおり計画する。

水深 4.5 m 面積 9 ha [既定計画の変更計画]

既定計画
泊地 水深 5.5 m 面積 21 ha

2-3 航路・泊地

水深 4.5 m 面積 7 ha [新規計画]

水深 5.5 m 面積 8 ha [新規計画]

3 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るとともに、漂砂による埋没対策として、外郭施設を次のとおり計画する。

3-1 防波堤

名洗防波堤（2） 延長 3 3 9 m（うち 1 4 4 m既設）

[既設の変更計画]

名洗防波堤（4） 延長 2 3 5 m（うち 2 3 5 m既設）

[既定計画の変更計画]

名洗防波堤（5） 延長 3 0 0 m [既定計画]

名洗防波堤（6） 延長 1 0 0 m [新規計画]

港内防波堤 延長 3 0 0 m [新規計画]

既設	
名洗防波堤（2）	延長 1 4 4 m
既定計画	
名洗防波堤（4）	延長 3 8 0 m（うち 1 8 5 m既設）
名洗防波堤（5）	延長 3 0 0 m

4 小型船だまり計画

公共埠頭計画における新たな埠頭用地の造成に伴い、名洗港船だまりを廃止する。

既設

名洗港船だまり

泊地 水深 2.5 m 面積 2 h a

1 号波除堤 延長 60 m

2 号波除堤 延長 10 m

3 号波除堤 延長 35 m

4 号波除堤 延長 8 m

5 号波除堤 延長 17 m

6 号波除堤 延長 25 m

内防波堤 延長 10 m

3 号防砂堤 延長 50 m

物揚場 水深 2.5 m 延長 218 m

船揚場 延長 44 m

5 マリーナ計画

小型栈橋は既定計画のとおりとする。

マリーナと一体的に計画されていた土地利用に関する需要の変化に伴い、交流厚生用地を次のとおり変更する。

小型栈橋 15基（うち7基既設）〔既定計画〕

交流厚生用地 8ha〔既設の変更計画〕

既設	
交流厚生用地	12ha
既定計画	
小型栈橋	15基（うち7基既設）

6 臨港交通施設計画

土地利用計画の変更に伴い、臨港交通施設を次のとおり計画する。

6-1 道路

名洗臨港道路

起点 県道254号 終点 銚子市潮見町5-3地先 2車線

[既設の変更計画]

臨港道路1号線

起点 名洗臨港道路 終点 臨港道路3号線 2車線

[既定計画の変更計画]

既設

名洗臨港道路

(区間A) 起点 県道254号

終点 銚子市潮見町5-3地先 2車線

(区間B) 起点 本線

終点 埠頭用地

(区間C) 起点 本線

終点 名洗港船だまり

既定計画

臨港道路1号線

起点 名洗臨港道路

終点 銚子市潮見町15-8地先 2車線

(臨港道路3号線まで既設)

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 良好な景観を形成する区域

洋上の風車の設置が進むことで、豊かな自然環境と洋上の風車が調和した港湾景観を形成するため、「良好な景観を形成する区域」を次のとおり計画する。

屏風ヶ浦周辺において「良好な景観を形成する区域」を定める
[新規計画]

2 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 親水レクリエーションの機能を高める水際空間を創出するため、海浜及び緑地を次のとおり計画する。

海浜 延長 1 6 0 m [既設の変更計画]

緑地 1 h a [新規計画]

〔 既設
海浜 延長 2 0 0 m 〕

- (2) 美しい港湾景観を眺望する緑地空間を創出するため、緑地を次のとおり計画する。

緑地 1 h a [新規計画]

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位:ha

用途 港名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
名洗港	(6) 6						(1) 1	(7) 7

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

2 土地利用計画

単位:ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
計	(8) 8	(3) 3	(8) 8	(12) 12	(15) 15	(3) 3	(4) 5	(53) 53

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

単位:m

港名 \ 用途	海 浜
名洗港	(160) 710

注 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに
港湾に隣接する地域の保全に、特に密接
に関連する海浜計画で内数である。

既設

単位:m

港名 \ 用途	海 浜
名洗港	(200) 200

VI その他重要事項

1 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

洋上風力発電で使用する作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

水深 3.5 m 物揚場 延長 120 m (物資補給施設)

[新規計画]

2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 良好な港湾景観の形成

名洗港が一体となり良好な港湾景観を形成するため、海浜及びその他緑地を次のとおり計画する。

海浜 延長 550 m (既設) [新規計画]

その他緑地 1 ha (既設) [新規計画]